

なくそう 所有者不明土地

所有者が分からぬ土地は、利用も管理も困難です。
公共事業や災害復興の妨げとなっています。

**所有者不明土地をなくすための新しい制度が
令和5年以降、順次施行されます。**

所有者がすぐ分かる

不動産登記簿で所有者が
わかるようにするため、相続や
住所変更に伴う登記の申請
が義務化されます

もっと土地が使える

土地を利用しやすくする
ため、共有や財産管理の
ルールが改正されます

いらない土地を手放せる

相続によって取得した不要な
土地を国に引き取ってもらえる
制度が創設されます



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

